

7 議員提出議案に対する反対討論

2012年10月15日

村岡正嗣県議 私は、日本共産党県議団を代表して、議員提出議案に対する反対討論を行います。

初めに、議第17号議案「尖閣諸島への不法上陸等及び中国における反日デモに関する意見書」についてです。

尖閣諸島問題では、先月、我が党は中国大使に面談し、中国政府に対して、日本への批判を暴力で表す行為は、いかなる理由であれ許されないこと、中国国民に自制を促し、日本人、日本企業、日本大使館の安全確保のために万全の措置をとること、繰り返される中国の監視船の日本の領海内への侵入などは、冷静な外交的解決に逆行するとして、強く自制を求めたところです。同時に、尖閣諸島の日本領有が歴史的にも国際法上も正当であるという我が党の一貫した主張も詳しく説明したところです。

尖閣諸島問題では、歴代の日本政府の対応も問題があります。「領土問題は存在しない」と繰り返すだけで、日本政府はこれまで中国政府に対して、尖閣諸島の領有の正当性について理を尽くして主張したことはありません。また、尖閣諸島は日清戦争の末期に日本が不法に盗み取ったという中国政府の見解にも、一度も反論を行っていません。反論を行うと、領土問題の存在を認めることになるとして日本の立場を主張できず、中国側の主張にも反論できないという自縄自縛に陥ってきたのです。

問題の解決に道を開くためには、この立場を改めて、日本の領有の正当性を堂々と主張すること、中国の国民を説得するぐらいのつもりで、日本政府が発信する必要があると考えます。そうした意味において、本案の中で、冷静かつ平和的な外交交渉での解決を求めるとした点は、道理にかなったものと考えます。

しかし、警備体制・方針を見直し、必要な法整備等を求めるとの主張については賛成できません。なぜなら、既に臨時国会において海上保安法の拡

充が与野党全会派の一致で図られているからです。更なる法整備や厳正な刑事手続は、両国の緊張を更に激化させかねないからです。こうした対応は、冷静かつ平和的な外交交渉での解決に、むしろ逆行するものとなることは明らかです。よって、本案には反対です。

議第19号議案「外国人、外国資本及び外国政府による土地取得に関する意見書」案ですが、現在、投資家による土地収奪などの問題があることは私たちも承知しております。ただ、この問題では、土地取得規制について様々な見解があり、国会においては各政党内部での議論が始まったばかりです。したがって、今これを県議会として採択することは時期尚早であり、賛成できません。

議第20号議案「国家秘密に関するスパイ防止法の1日も早い制定を求める意見書」案ですが、秘密保全のための法制について検討を行った政府の有識者会議の報告書では、秘密保全の対象を、軍事分野だけでなく外交や公共の安全及び秩序の維持といった分野にまで広げ、かつ重罰主義に立った内容となっています。これは、国民の知る権利をも脅かす重大なものであって、本意見書は、この報告に基づく危険な秘密保全法制定の動きを促進することとなることから、反対です。

議第21号議案「八ッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書」案ですが、党県議団は、計画の基本高水流量が過大であること、県の実績年間給水量が10年間で4,500万立方メートルも減少していることなどから、治水上も利水上も八ッ場ダムは不要と主張してきました。暫定水利権の不安定さについても、ダムの中止により暫定水利権から安定水利権に移行した事例も示して、政治的に解決すべきと提案しております。また、ダム周辺地域の地盤は極めてぜい弱であること、またダム水没地域で発見された世界的にも貴重な文化遺跡の保存という点からも、八ッ場ダム建設再開は撤回すべきと考え、本案には反対です。

議第24号議案「第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議」ですが、我が党は、オリンピックの開催そのものに反対するものではありません。しかし、今はそのときではないと考えます。

あの国難とも言うべき未曾有の大災害となった東日本大震災では、いまだに約33万人が避難生活を強いられ、被災者は日々の暮らしもまなり

ません。福島第1原発事故は収束にほど遠く、除染は始まったばかりです。ふるさとに帰れる見通しも立たず、被災者の苦悩は計り知れません。今必要なことは、被災者の支援や復興対策、原発事故対策に国を挙げて総力で取り組むことであって、今はオリンピック招致のときではないと考えます。よって、本案には反対です。

以上で討論を終わります。